

木更津市長 渡辺 芳邦 様

施設等利用費請求書（償還払い用）

預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用料

【令和 年 月～令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、木更津市内に居住していることを木更津市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを木更津市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を木更津市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を木更津市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

Table with fields forフリガナ, 氏名, 印, 認定子どもとの続柄, 生年月日, 年 月 日, 現住所, 電話

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

Table with fields for 法第30条の4の認定種別, 認定番号, 生年月日, フリガナ, 氏名, 住所, 転入/転出状況, 転入/転出日

3. 利用した施設について記入（複数記入可）

Table with 3 rows for facility details including 施設名称, 所在地, 電話, 契約している利用料 (月額/日額/時間額)

※1 該当箇所には☑を記入し金額を記入してください。
利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算出し、月額欄に☑を記入し、算定した月額相当分を記入してください。

4. 償還払いの振込先を記入してください(※2)

Table for bank details including 金融機関名, 預金種目, 銀行・金庫, 支店, 口座番号, 農協・信用組合, 出張所, 口座名義

※2 原則申請者と同名義の口座を振込先にご指定ください。

<裏面も記入して下さい>

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・預かり保育事業・病児病後児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a)※3 ※4	一時預かり事業に支払った月額合計利用料 (b)※3	預かり保育事業(認定こども園)月額合計利用料または月額対象額 (c)※3 ※5	病児病後児保育事業に支払った月額合計利用料 (d)※3	子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (e)※3
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

利用年月	支払額合計 (f=a+b+c+d+e)	月額上限額 (g)※6	請求額 (fとgを比較して低い方を記入)
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

- ※3 該当箇所のみ記入してください。
上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を全て添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、ファミリー・サポートセンターが発行する活動報告書も添付してください。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算出してください。(10円未満の端数がある場合は、切捨て)
- ※5 認定子ども園の預かり保育事業は、特定子ども・子育て支援提供証明書に記載された『提供日数』×450円が給付対象額(上限)となります。預かり保育事業に支払った月額合計利用料と給付対象額何れか低い方の額を記入してください。
- ※6 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は月額37,000円、第3号の場合は42,000円です。
ただし、認定こども園に在籍する法第19条第1項第1号の認定こどもで3歳児以上にあつては、月額11,300円、満3歳児で非課税世帯に該当する場合は月額16,300円です。
月途中で認定期間が認定期間が終了または開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。(10円未満の端数がある場合は、切捨て)
- ・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額
例：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始する場合、または別の市町村から転入する場合の限度額
例：37,000(42,000)円×認定日からの日数÷その月の日数
- ※7 記入内容の訂正をする場合は、訂正印を押印してください。なお、金額の訂正はできません。金額を誤って記入した場合は、新たに請求書を作成してください。